

記載にあたっての注意点～よくあるご質問（FAQ）～

Q1 印鑑証明書または印鑑登録証明書は、コピーでも良いか。

A1 等倍かつ明瞭であれば、コピーのご提出で問題ありません。ただし、印影等が歪んでいるなどし、読み取れない場合には、受付できない場合があります。

Q2 印鑑証明書または印鑑登録証明書は、3か月以上でも良いか。

A2 原則としては、3か月以内でお願いします。ただし、最新の情報が記載されていると確認できる場合にかぎり、3か月以上でも受け付けます。

Q3 還付金の振込口座の記載欄がない。

A3 東京都指定様式には、還付金振込口座を記載する欄はありません。委任状が受け付けられ、受任者となった場合に、通知書が届くので、記載の手続きに沿って還付金をお受け取りください。

Q4 委任状の記載事項に誤りがあった。どう訂正すれば良いか。

A4 委任状の記載事項を訂正する場合には、委任者の実印での訂正が必要となりますので、二重線等で訂正した場合には、訂正箇所の実印を押印してください。

Q5 委任状の提出期限は、いつまでか。

A5 抹消登録により過誤納還付金が発生する場合は、抹消登録した日の翌日から3日目（土日・祝日を除く）までに提出してください。それ以後の提出分は納税義務者に還付されることがあります。なお、抹消予定として事前提出もできます。

Q6 委任状に記載したが、少し読みづらくなってしまった。

A6 読みづらい場合、添付された書類で判断できたとしてもお返しする場合があります。必ず、楷書で明瞭に記入してください。

Q7 納税義務者が亡くなり、相続人が委任者となる。戸籍は、どこまで遡って必要か。

A7 相続人特定のため、必ず、被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍が必要となります。ただし、法定相続情報一覧図のご提出があれば、戸籍は不要となります。

Q8 東京都指定様式ではなく、他県の指定様式で記載してしまったが、受付は可能か。

A8 東京都指定様式以外の受付は出来ません。

（次頁へ続く）

Q9 オークションで車を買って抹消登録する場合、委任状の発生理由はどのように記載すれば良いか。

A9 抹消登録をする場合は、「1 抹消登録（予定含む）」となります。なお、「4 その他（ ）」にオークションと記載された場合はお受付できません。